

改正案	現行
<p>（外国証券会社と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第十一条 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、次に掲げるもの（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）とする。</p> <p>一 外国証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等</p> <p>イ 次に掲げる者が保有している当該外国証券会社の議決権（法第二十二條第一項第四号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の数の合計が、当該外国証券会社の議決権の百分の五十を超えていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人等の役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（その議決権の百分の十以上を保有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（外国証券会社と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第十一条 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）で、次に掲げるもの（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）とする。</p> <p>一 外国証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等</p> <p>イ 次に掲げる者が所有している当該外国証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の額の合計が、当該外国証券会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該法人等の役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。）</p>

(3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ (略)

二 外国証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ (略)

三 (略)

2 前項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(議決権の保有の届出を要する金融機関の範囲)

第十八条 法第二十二條第一項第四号及び第五号に規定する政令で定

(3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ (略)

二 外国証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) (3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

ロ (略)

三 (略)

2 前項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(株式の所有等の届出を要する金融機関の範囲)

第十八条 法第二十二條第一項第四号及び第五号に規定する政令で定

める金融機関は、証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関とする。

める金融機関は、証券取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関とする。